

レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

=11月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります=

※ただし、マイクロバスを除く

新たに届出が不要になる手続き

- ➡増車（マイクロバスを除く。）
- ➡代替（マイクロバスを除く。）
- ※減車は以前から届出不要

引き続き届出が必要な手続き

- ➡氏名、名称及び住所の変更
- ➡貸渡事務所の変更
- ➡マイクロバスの増車
- ➡マイクロバスの代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

代わりに、レンタカー事業者証明書(写)の添付が必要となりますので、登録前に輸送担当でレンタカー事業者証明書続きを行ってください。
(手続きから交付までには7～10日程度かかります)

※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業者証明書とは

- ・レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- ・交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に對して行ってください。
- ・証明書の有効期限は、5年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
- ・証明書の有効範囲は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
(近畿管内以外の運輸支局にて発行された証明書は無効となります)
- ・レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

様式第1-1号		令和3年12月1日 交付番号第 1810 号	
レンタカー事業者証明書			
下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく家用自動車有償貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。			
貸渡人	氏名又は名称	国土交通レンタカー株式会社	
住所	住所	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 ※本住所を記載。	
有効期限	2026年12月1日	※有効期限は5年以内。	
本レンタカー事業者の登録の趣旨は、本運輸支局管内において、レンタカーとして登録する車両の増減、貸渡の開始・終了、貸渡料金の徴収等を行うことである。また、本運輸支局管内において、レンタカーとして登録する車両の増減、貸渡の開始・終了、貸渡料金の徴収等を行うことである。また、本運輸支局管内において、レンタカーとして登録する車両の増減、貸渡の開始・終了、貸渡料金の徴収等を行うことである。			
運輸支局長		印	

ご注意ください！！

事業者証明書(写)はレンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付ください。
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に誤って添付しないようにご注意ください！

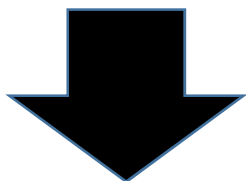
裏面の注意
点もご
覧下さい

・ ・ 問い合わせ先 ・ ・
兵庫陸運部 輸送担当 TEL 078-453-1104

注 意 点

- ・事業者証明書の交付申請は令和3年11月1日より受付開始致します。
- ・レンタカー事業者証明書の交付を受けるまでは、事業用自動車等連絡書の発行を受ける必要があります。
- ・マイクロバスの増車は、従来どおり増車届の提出と事業用自動車等連絡書の発行が必要です。
- ・貸渡人の住所変更や事務所住所の新設・変更、役員変更等は、従来通り

変更届の提出が必要です



令和 年 月 日

神戸運輸監視部長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連 絡 先

自家用自動車有償貸渡しに係る届出書

自家用自動車の貸渡しについて、下記のとおり変更【する/した】のでお届けします。

記

1. 貸渡人の氏名又は名称及び住所

2. 変更事項（該当番号を○印すること。）

1. 貸渡人の氏名又は名称	2. 貸渡人の住所	3. 法人の役員
4. 事業所の名称	5. 事業所の所在地	6. 事業所の新設・廃止
7. 貸渡料金	8. 貸渡約款	9. 増車（※マイクロバス・その他）
10. 代替（配置事務所等車種別の車両数の変更を行うもの）		
11. レンタカー型カーシェアリングの実施・廃止		
（レンタカー型カーシェアリングを始めて実施する、又は全てを廃止する場合）		
12. レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施・廃止		
（ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリングを始めて実施する、又は全てを廃止する場合）		
13. 配置車両のワンウェイ方式への移行・ワンウェイ方式の中止		
※マイクロバスの増車届は、レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）に使用する車両については、「5. 確認事項」について記載のこと。		

3. 変更事項の新旧（新設・役員増員・増車は「新」欄のみ、役員減員・廃止は「旧」欄のみ記入。）

番号	新	旧
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		
.....		

申請漏れがないように
ご注意ください